

神戸石炭訴訟 気候変動を防ぐ、大気汚染を防ぐ、そして子どもたちに未来をつなぐ。

News Letter VOL.14

発行／2022年 6月1日 発行者／神戸の石炭火力発電を考える会
〒657-0051 神戸市灘区八幡町4-99-22(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

-4・26大阪高裁判決 気候災害による人権災害とCO₂排出を争う資格を認めず！-



4月26日 大阪高裁 入廷行動



判決を受けて 原告・弁護団による旗出し

1.行政訴訟 控訴審 判決

神戸市灘区において、神戸製鋼所は石炭火力発電所の増設計画を進めています。建設の際に行われた環境影響評価(環境アセスメント)が不十分にもかかわらず、建設を認めた国の判断が誤りであり、その取り消しを求め、2018年11月19日に提訴したものです。

2022年4月26日、その控訴審判決が、大阪高裁で言い渡されました。判決は、一審判決の判断をそのまま追認し、原告の訴えを退けました。提訴から4年が経過し、その間も気候危機は深刻化の様相を呈しています。さらに、神戸発電所3号機は営業運転を開始してしまいました。日本の裁判所は、気候危機が人権侵害であることを認めず、石炭火力を野放しにしています。

何を求めてきたのか

この裁判では、石炭火力発電所の建設を認めた国の判断の取り消しを2つの点から訴え、求めてきました。一つは、石炭火力発電所による大気汚染です。石炭火力発電所が稼働することで排出されるPM2.5の環境影響評価を行っていないことが違法であると訴えました。二つ目に、排出される大量の温室効果ガスであるCO₂による、気候変動の影響を受けない権利を訴えました。

大気汚染について

石炭火力発電所からは、大量の大気汚染物質が排出されます。とりわけ、近年、健康影響の深刻さが指摘されるに至っている大気汚染物質であるPM2.5があります。本件発電所の環境アセスメントにおいては、PM2.5の環境影響は評価されていません。PM2.5の影響評価について、裁判所は「PM2.5を考慮対象とする選択肢は十分あった」と認めました。しかし、経済産業大臣の専門的・技術的裁量を前提として、PM2.5を環境アセスメントの対象項目しなかったことは、「違法だとまでは言えない」と判断しました。

気候変動による影響を受けない権利について

気候危機の影響は、年々深刻化の傾向が見られ、私たちの生命・財産を脅かしています。石炭火力発電所は、他の火力発電所と比べて、温室効果ガスであるCO₂の排出が多く、世界的に脱石炭の必要性が認識されるに至っています。そして、本件発電所が稼働することで排出されるCO₂は、地球全体の気候危機の悪化に寄与します。

気候変動の影響を受けない権利について、裁判所は「法的保護に値する個人の利益とまでは言えず、現時点で国際的、国内的に議論が成熟しているとも言えない」とし、原告に対して、気候変動の影響を訴える権利を認めませんでした。

一方、現在示されている日本の気候変動対策について、裁判所は「さまざまな、大きな、重要な課題がある」と認めました。国が掲げている2030年の温室効果ガスの削減目標(計画時は2013年比26%減、現在は46%減、最大50%)の達成に向けた見通しとして「実現の具体的な道筋が示されているとはうかがえない」と、強く疑問を呈しています。

今回の裁判所の煮えきらない判断に対しては、苛立ちが募ります。判決後に行われた記者会見において、廣岡原告代表幹事は、「判決の世界の温暖化対策を巡る議論が成熟していないという点は大きく認識が違う」と指摘しました。また、池田弁護団長は、「環境アセスメントに大きな欠陥があったとしても、国の裁量を大きく認めているため、現状では石炭火力の建設、操業が野放しになってしまう。日本の気候危機に対する危機感の薄さを象徴している」と、裁判所が本来果たすべき役割を念頭に、気候危機に対する認識が不十分であると指摘しました。

一審判決との違いとしては、今後の国内外の社会情勢によって変化するという方向性は示されたことにあります。昨今、世界では欧米を中心に気候変動問題および、CO₂の大量排出は、違法な人権侵害であるとの認識が急速に広まりつつあります。オランダでは、2019年に最高裁が気候変動による被害を人権侵害に当たると認め、国には危険な気候変動から国民を保護する必要性があり、排出の責任に相応の責務を負うとの判決を下しました。そして、政府に対して温室効果ガスの排出削減目標の引き上げを命令しています。日本の裁判所も、大気汚染物質、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電所の新設・稼働計画を野放しにせず、歯止めをかけるべきです。このままでは、世界に対する「公害」国家となってしまいます。

原告団は、弁護団と協議し、子どもたちの未来に責任を負う市民として、気候変動について訴えることが許されないのは、憲法上保障されている裁判を受ける権利を侵害するものとして、5月6日、最高裁へ上告しました。引き続き、ご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

(判決文などは、神戸石炭訴訟HPに掲載しております)

https://kobeclimatecase.jp/blog/2022/04/26/judgment_statement20220426/

2.民事訴訟 第15回期日 4月26日

4月、裁判官の異動により、裁判体の構成が変更されました。これを受けて、原告側から請求内容等をあらためて説明する40分程度のプレゼンを行いました。被告側からは、特にプレゼン等は希望しておらず、従前同様の法廷で語らずという対応となっています。

今回の期日では、前回(1月18日期日)にて行った、証人申請について決定がなされました。原告側からは、原告本人、専門家証人の6名の申出を行っていましたが、原告1名、専門家証人1名が認められました。専門家証人は、江守正多氏(国立環境研究所・地球システム領域／上級主席研究員)が認められ、気候変動の科学的知見について証言する予定です。次回、7月19日(火)13:30-17:00の予定となっています。ぜひ、ご都合が合う方は、神戸地裁まで足を運んでいただき、原告を傍聴席から後押しいただけますと幸いです。

【原告・弁護団声明】(2022/04/26)

大阪高裁判決 気候災害による人権災害とCO₂排出を争う資格を認めず！

本日、大阪高等裁判所第4民事部は、経済産業大臣が行った神戸市灘区に建設中の神戸製鋼所石炭火力発電所(本件石炭火力発電所)の環境影響評価書(本件アセス)の確定通知の取消を求めた地元住民らによる控訴を棄却する判決を下しました。

本日の控訴審判決は、原審の判断をそのまま追認し、石炭火力発電所から大量に排出されるCO₂の環境影響については、原告らの個別利益に関わるものではなく公益に関わるものだとしてそれを争う原告適格を認めませんでした。また、大気汚染について争う原告適格を認められた原告についても、行政訴訟法10条に基づき、CO₂による環境影響は、「自己に関係のない利益(公益)」に関する主張だとして、原告らに対して、CO₂についての本件アセスの適正さを争う地位を認めませんでした。

さらに、石炭火力発電所から排出されるPM2.5について本件アセスで評価していない点については、PM2.5を考慮対象とする選択肢は十分あったとまでは認めつつ、経済産業大臣の専門的・技術的裁量を前提に、PM2.5をアセスの対象項目としなかったことが違法だとまでは言えないと判断しました。

本判決によれば、日本においては、環境アセスにおいて事業者がCO₂の大量排出による環境影響配慮を十分行っていないとしても、国民は誰1人としてそれを行政裁判で争うことができないことになります。今日、CO₂の大量排出を市民が行政訴訟等で争えない司法制度は世界でも特異なものです。さらに、ヨーロッパの裁判所を中心に、気候変動およびそれを加速するCO₂の大量排出は、違法な人権侵害であるとの法的認識が急速に広まりつつあります。気候変動を加速させるCO₂の大量排出という重大な人権侵害行為を行政訴訟では一切争えないと本日の判決は、その判断は社会情勢によって今後変化するという方向が示されたとはいえ、憲法上保障されている「裁判を受ける権利」をも侵害するものです。

また、人口密集地で大気汚染物質を大量に排出し続ける石炭火力発電所に関して、PM2.5を環境影響評価の対象としなくても違法まではいえないとの判断は、CO₂も含めて重大な環境影響をもたらす環境要因の調査、予測、評価が欠如していても、許認可が容易になされてしまう日本のアセスメント制度の根本的欠陥を示していると言わざるを得ません。

2021年11月のグラスゴー気候協約は、既に気候の危機にあり、1.5℃目標に向けて取り組む決意とこの10年の取組が決定的に重要であることを確認し、日本を含む締約国に、特に石炭火力発電所の段階的削減を加速するよう求めたものです。判決は気候変動への取組は基本的に政策問題であり適法とも違法ともいえないとして、法的判断を回避しつつも、CO₂削減の道筋が具体的に示されていないことや現在示されている対策の実効性に対して強く疑問を呈しています。本判決が懸念するとおり、世界の流れに逆行して、大型石炭火力発電所の新設・稼働に何らの歯止めをかけられない日本は、このままでは世界に対する「公害」国家になってしまいます。

国は、グラスゴー気候協約に沿って、排出防止措置(CCS付帯)のない石炭火力発電所の廃止に向けての政策を強力に進めるべきです。また、今日大量のCO₂を排出し続ける新設石炭火力発電所を稼働・建設中の神戸製鋼とそこから電力を継続的に買い上げている関西電力に対して、事業の見直しと、脱炭素への取組についての正しい情報開示を強く求めます。

最後に、原告団は、人権擁護を基本価値とする憲法にも反する本判決の見直しを求めて上告いたします。とともに、子どもたちの未来に責任を負う市民として、気温上昇を1.5℃に止めるために、国際社会とともに真剣に取り組むことを誓います。

(判決文等は、神戸石炭訴訟HPIに掲載)

https://kobeclimatecase.jp/blog/2022/04/26/judgment_statement20220426/

関西電力の株主である3自治体(大阪市、神戸市、京都市)の株主提案について、神戸の石炭火力問題を中心に、コメントを発表しました。関西エリアで、最も顧客シェアを有するエネルギー供給事業者は関西電力です。株主提案は、自治体が、関西電力の経営方針に対して直接、意見することができる貴重な機会です。また、エネルギー供給事業者の経営方針は、多くの市民、企業活動に影響が及ぶことから、自治体株主による低炭素から脱炭素への移行に向けた積極的な提案は、市民の生活環境を守るうえでも重要な意味を持ちます。

神戸における石炭火力問題においても、関西電力は重要な役割を果たしています。神戸発電所1-2号機(70万kW×2基)に加え、新設3-4号機(65万kW×2基)の石炭火力発電所から発電される電気の、ほぼ全てを関西電力が引き受ける(買い取り)契約を締結しており、顧客に販売しています。つまり、神戸にある4基の石炭火力発電所の将来は、関西電力がどのように脱炭素の取り組みを進めるかにかかっています。

3自治体のなかで唯一、石炭火力発電所が立地しているのが神戸市ですが、神戸市は、石炭火力発電所の新設禁止を求める京都市の提案(第6項)に名を連ねていません。目の前にある、大気汚染物質、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電所の環境影響に対して、無責任であるといわざるをえません。神戸市は、関西電力の株主として、同社に対し、経営方針の転換を求め、神戸発電所との受給契約の早期解消を求めるべきです。

なお、1.5℃目標を実現するには、京都市提案のように石炭火力の新設禁止を求めるだけでは不十分です。国の2030年の温室効果ガス削減目標である46%削減(2013年比 最大50%削減をめざす)の達成が危ぶまれる状況にあります。さらに国際的には先進国において2030年の脱石炭が要請されていることを踏まえるならば、既設の火力発電所の閉鎖が必要です。1.5℃目標の実現へ、削減の道筋をより明確にするには、関西電力に対して、受給契約先の発電所を含む石炭火力発電所の廃止に向けた行程表の作成を求めることも必要です。

関西電力に対しては、3自治体の自治体株主の提案を真摯に受け止め、再生可能エネルギーの最大限の導入を通じ、脱炭素社会の早期実現に貢献する方針を打ち出すことを求めます。

(掲載ページ)

<https://kobesekitan.jimdo.com/press-release2022-5-23-kepc-co-agm-comment/>



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル

神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)
<https://kobclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



お知らせ
今後の裁判期日について



民事訴訟 裁判期日 第16回

証人尋問:原告1名、専門家1名

日時:2022年 7月19日(火)13:30-17:00(予定)

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

期日報告会:会場、オンライン同時開催予定

～訴訟サポーターを募集中です～

ぜひ、サポーターとなって、原告・弁護団をご支援ください。

クラウドサポーター

一口 1,000円～(寄付)

コアサポーター

一口 3,000円(会費制、ニュースレター送付等)